

事務連絡  
平成 20 年 3 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）  
薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

### 医薬部外品原料規格 2006 と既存の通知の取扱いについて

医薬部外品原料規格 2006（以下「外原規 2006」という。）については、「医薬部外品原料規格 2006 について（平成 18 年 3 月 31 日付薬食発第 0331030 号医薬食品局長通知）」により示しているところであり、同通知の記の第 2 「通知の取扱いについて」において、「染毛剤製造（輸入）承認基準について（平成 3 年 5 月 14 日薬発第 533 号薬務局長通知、以下「染毛剤承認基準」という。）」、「パーマネント・ウェーブ用剤製造（輸入）承認基準（平成 5 年 2 月 10 日薬発第 111 号厚生省薬務局長通知、以下「パーマ剤承認基準」という。）」その他の関連通知の外原規 2006 への読み替えについて定めているところである。

今般、染毛剤承認基準の別表 3 及びパーマ剤承認基準の別表 3 でそれぞれ規定する添加物について、外原規 2006 への読み替えの詳細を別添の対応表のとおり整理したので、下記事項にご留意の上、業務の参考として活用されたい。また、あわせて貴管下関連業者及び団体への連絡方、ご配慮をお願いしたい。

#### 記

1. 対応表のうち、「染毛剤承認基準別表 3」又は「パーマ剤承認基準別表 3」の旧成分名欄が空欄の成分は、染毛剤承認基準別表 3 又はパーマ剤承認基準に該当成分がないことを示すこと。
2. 対応表のうち、「規格コード」欄は次のとおり対応すること。

コード	規 格
01	薬事法第 41 条の規定により定める日本薬局方
31	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の規定により定める食品添加物公定書
51	医薬部外品原料規格 2006
71	日本工業規格
73	医薬品に使用することができるタル色素を定める省令（昭和 41 年厚生省令第 30 号）の別表第一、別表第二及び別表第三に定める規格

